

## 第 1 回 第 2 農地部 会議事録

日 時 平成 3 1 年 1 月 1 7 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6<sup>たぐち</sup>田口<sup>よしのり</sup>慶則・7<sup>むくした</sup>棕下<sup>たもつ</sup>保・14<sup>みやもと</sup>宮本<sup>まさはる</sup>政春・15<sup>もりやま</sup>守山<sup>たかゆき</sup>孝之  
16<sup>なかたに</sup>中谷<sup>ひでや</sup>秀也・17<sup>にしもり</sup>西森<sup>よしのり</sup>偉統・18<sup>ゆうき</sup>結城<sup>しんぞう</sup>晋三・20<sup>もろと</sup>諸戸<sup>よしあき</sup>善昭  
22<sup>なかの</sup>中野<sup>こ</sup>たつ子・23<sup>かたおか</sup>片岡<sup>まさいく</sup>眞郁

以上 1 0 名

欠席部会委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・長谷川次長・若松主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹  
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 22 中野たつ子・23 片岡 眞郁

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (地役権)

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 第1回第2農地部会を開会させていただきます。  
本日の全員出席ですので、よろしくお願いいたします。  
議事録署名者を指名させていただきます。22番 中野たつ子委員、23番 片岡眞郁委員、よろしくお願いいたします。

まず始めに、本会に付記されました議案につきましては事前に通知いたしましたとおります。よろしくお願いいたします。

会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第3号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 すみません。座って失礼いたします。報告案件を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1か所お願いいたします。

12ページになりますが、議案第3号の番号6です。

右端にある「用途の欄」で、法面とあるのを、水路法面と修正願います。以上、1か所の訂正をお願いする形となり、大変申し訳ありませんでした。

事 務 局 続きまして、報告事項の説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から6で、件数は6件、合計面積は7,669㎡で、その内訳は田が5,972㎡、畑が1,697㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから7ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から11で、件数は11件、合計面積は48,287.14㎡で、その内訳は田が26,349.18㎡、畑が18,875.96㎡、その他が3,062㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

8ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 宅地分譲用地

番号2 貸駐車場用地及び貸資材置場用地

番号3 一般個人住宅用地

でございます。

以上、件数は3件で、合計面積は畑で3, 173㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 6, 436㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 11, 918㎡、申請地 久居一色町羽場\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 654㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 榊原、受人 \_\_\_\_\_、面積 99, 271㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,396. 52㎡、申請地 榊原町岡ノ前\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 557㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、面積 9, 279㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3, 041㎡、申請地 一志町井生宮ノ東\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 287㎡ 外3筆、合計面積 1, 483㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、面積 4, 547㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 595㎡、申請地 一志町大仰方土\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 595㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、面積 6, 115㎡、渡人 \_\_\_\_\_

\_\_、面積 6, 115㎡、申請地 白山町川口金谷\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 842㎡。

これにつきましては、生前部分贈与です。

番号6、地区 八知、受人\_\_\_\_、面積 4, 464㎡、渡人\_\_\_\_、面積 2, 071㎡、申請地 美杉町八知上親\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 16㎡ 外4筆、合計面積 2, 071㎡。

これにつきましては、生前一括贈与です。

番号7、地区 下之川、受人\_\_\_\_、面積 10, 390㎡、渡人\_\_\_\_、面積 2, 755㎡、申請地 美杉町下之川南小坪谷\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 872㎡。

これにつきましては、営農を拡大しようとする受人が、渡人に要望し、申請地を譲り受けようものです。

番号8、地区 下之川、受人\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人\_\_\_\_、面積 3, 931㎡、申請地 美杉町下之川追坂\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 82㎡ 外10筆、合計面積 3, 931㎡。

これにつきましては、生前一括贈与です。

以上、件数は8件、合計面積は12, 005㎡、このうち田が6, 223㎡、畑が5, 782㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。1番でございますが、去る1月10日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と久居総合支所職員と私とで確認をさせていただきました。場所につきましては\_\_\_\_バス停の東約400mのところでございます。事務局の説明とおりでございまして、問題はないと考えます。

2番でございますが、これも1月10日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_バス停の北約200mのところでございます。\_\_\_\_が買われるということで、これは特に問題はないと考えます。事務局の説明とおりでございまして、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。3番、4番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。去る10日の日に守山会長、地元推進委員同席で現地を確認させていただきました。何も作ってない畑でしたけど、所有者が無償でもらってもらうと、そういう内容で。現地はきれいにしてありましたし、何も問

題ないように思います。

4番ですけど実は私のところで既に作っているのですが所有者が\_\_\_\_でして、もう年配なので何とか今のうちに元気なうちに地元の人という話になって、たまたま隣の\_\_\_\_\_という方に持ってもらうことになったというような所有権移転で、耕作にはあまり変わりのないことです。これも守山会長、地元推進委員に立ち会ってもらいまして現地を確認しました。何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。5番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。1月10日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所職員とで確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_のちょうど南側に当たります。生前部分贈与ということでそのまま田んぼとして使われるので何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。6、7、8番お願いします。

結城委員 18番 結城です。6番、7番、8番と説明いたします。10日の日に地元推進委員と事務局とで現地確認をいたしました。渡人は高齢になり作業をすることが難しくなり、生前贈与をしたいということでございますのでよろしくお願いします。受人はできる限り農地は農地で守るという信念を通してくれる人でした。以上6番です。

7番については、これも10日の日に地元推進委員と事務局とで現地確認をいたしました。渡人は以前から農地を耕作していたわけです。作っていたわけです。今回譲っていただいて自分のものにして耕作するというので、よろしくお願いします。

8番も10日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人はやはり高齢になり作業をすることが難しくなり、孫に生前贈与したいと。受人はできる限り農地は守っていくということでございます。よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいのですが。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について（地役権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（地役権） でございます。  
番号1、地区 八ツ山、借人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 株式会社 \_\_\_\_\_ 職務執行者 \_\_\_\_\_、地役権を設定している面積3,136㎡、貸人 \_\_\_\_\_、面積、5,837.91㎡、申請地 白山町古市星岡\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 971㎡ 外1筆、合計面積 2,111㎡。  
これにつきましては、借人は、24年間の地役権を設定し、申請地の空中に太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。

以上、件数は1件、合計面積は田で2,111㎡でございます。  
この案件につきまして、農地法第3条第2項ただし書きの規定に該当することから、許可要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

西森委員 17番 西森です。1月の10日、中谷・西森両委員と白山総合支所の事務局というメンバーで立会いをさせていただきました。場所なのですが\_\_\_\_\_反対側に\_\_\_\_\_があるんですけど、集落の少し北。昔でいう隠れ家という、そのようなところにある田んぼです。現況は雑種地ということで、まあ地役権ということで上空を通られるということで、状況が状況で耕作ができないのだろうというような状況でした。何ら問題がないように判断させていただいております。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いします。  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲葉山\_\_\_\_\_  
台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 156㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、590.4㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.1%  
になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町大仰久保垣内\_\_\_\_\_  
台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 37㎡ 外4筆、合計面積4  
09.75㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地、庭園用地及び進入用道路と  
するものですが、平成3年頃から同じ目的で使用されており、所有者から始末  
書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種  
農地と判断されます。

番号3、地区 大井、申請者 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 一志町井生平尾\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 26㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和5  
2年頃から同じ目的で使用されており、所有者から始末書の提出がありますこ  
とから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川口、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口市場\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 218㎡ 外1筆、合計面積 254  
㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地及び駐車場用地とするもの  
ですが、昭和49年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありま  
すことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判  
断されます。

番号5、地区 下多気、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気耕作\_\_\_\_\_  
台帳地目 田、現況地目 山林、面積 111㎡。

これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、平成10年頃に  
杉を植樹しており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認  
するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 下多気、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気耕作\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 139㎡。

これにつきましては、申請地を水路法面とするものですが、昭和47年頃か  
ら同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認  
しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 下之川、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川北小坪谷\_\_\_\_\_  
台帳地目 田、現況地目 山林、面積 538㎡。

これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、平成10年頃に  
杉を植樹しており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認  
するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は2,633.75㎡、このうち田が1,058.75㎡、畑が1,575㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。1月10日の午後、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_の南約100mのところにございまして、事務局の説明のとおりでございまして、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 はい、ありがとうございます。2番、3番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。これも10日の日に守山会長、地元推進委員、私と片岡委員とで現地確認させていただきました。これは\_\_\_\_\_の目の前で、たまたま字界が在所の中を走ってますので、\_\_\_\_\_の自宅と隣なんですけどもこういうことになって。事前に何も届出しなくて、20年ほど前に埋め立てをした広い田んぼでしたけど、使いよく畑にしようということになった後に、こういうふうは無断転用をしてしまいまして。始末書も出してありますので、現状を認めていただきたいと思います。

3番も実は宅地の中に組み込まれておって、こんな農地があったのかという感じの三角、道と本当の宅地との間の三角地でした。これもなんともしようのないことだと思いますけど、一応地元の方々確認をして見えるようですので何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。4番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。1月10日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員と白山総合支所の担当で確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_の信号から\_\_\_\_\_の方へ抜ける道路ですけど、信号から入って行くとすぐ小高い山がありまして、その下り切る手前にある家なんですけども、元々道路ができる前に1枚の土地だったようで道路のために枝つきの土地と2つに分かれたようです。相続のために発覚したようで始末書も出ておりまして何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。5番、6番、7番お願いします。

結城委員 18番 結城です。5番、6番、7番と続けて説明します。5番については10日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。20年ほど前に耕作をして見えたのですが、旦那さんが亡くなって、もう耕作しないということで、杉の木の植林をされました。写真も出ていますが大概の木になっております。始末書、現況写真全て添付されているということでございますので、よろしくお願いします。

6番、これも10日の日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。昭和47年頃に山から出てくる隣接工事をしたのですが水路の、その余った土を土手に向けてほりあげたということで始末書、現況写真全て書類が出ているということでございますので、よろしくお願ひします。

7番、これも10日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。20年前に耕作をすることができなくなり、杉の木の植林をしたと。始末書、現況写真全て書類が添付されているということですので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町下鴻野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 125㎡ 外1筆、合計面積 396㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、332.1㎡、パネルの設置率は、転用面積の83.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 稲葉町下鴻野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 541㎡ 外1筆、合計面積 1,102㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、590.4㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 稲葉町下鴻野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 442㎡ 外2筆、

合計面積 999㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町下鴻野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 566㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、387.45㎡、パネルの設置率は、転用面積の68.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町下鴻野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 459㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、228.78㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 466㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、228.78㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 森町釜狭間\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,745㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、803.6㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 大鳥町西野\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 343㎡ 外3筆、合計面積 987㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、360.72㎡、パネルの設置率は、土地の形状が不整形地であることから、転用面積の36.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町井関下名倉口\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 277㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場

用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野堂ノ城\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 185㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_ 代表役員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口中野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 69㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 倭、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町中ノ村古町\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,629㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、536.25㎡、パネルの設置率は、申請地が不整形地であり、南側宅地の影響を避ける配置とすることから、転用面積の32.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八ツ山、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 白山町古市下猫座\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 224㎡ 外1筆、合計面積 247㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により478.08㎡、設置率は、同様に一体的利用により、40.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 竹原、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町竹原井手添\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 81㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知西山\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 95㎡ 外8筆、合計面積 3,712㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林地とするものですが、昭和45年頃から昭和60年頃にかけて、杉及び檜を植樹しており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知西山\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 214㎡ 外3筆、合計面積 319㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を道路路肩とするものですが、昭和60年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は16件、合計面積は13,239㎡、このうち田が7,404㎡、畑が5,835㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から8番までお願いします。

棕下委員

7番 棕下でございます。1番でございますが1月10日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_バス停東約100mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます、何ら問題ないかと考えます。

2番でございますが、10日の午後、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員さんと事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_バス停東約150mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます、問題ないかと考えます。

3番でございますが、1月10日の日に、諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と、事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_バス停東約250mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます、問題ないかと考えます。

4番でございますが、1月10日の日に、諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と、事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_バス停東約150mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます、問題はないかと考えます。

5番も同じところでございまして10日の日に部会長、田口委員、地元推進委員さん、事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_バス停東約250mのところでございます、何ら問題ないかと考えます。

6番でございますが、これも1月の10日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員、事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は国道165号線\_\_\_\_\_の東約100mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます、問題はないかと考えます。

7番でございますが、1月10日の午後、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員さん、事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_の真東約10mのところでございます、問題はないかと考えます。

8番でございますが、1月10日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員、事務局と私とで確認をしまして、場所は\_\_\_\_\_バス停の西約300mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます、問題はないかと考えます。\_\_\_\_\_というところはもう太陽光の銀座でございますのでその点だけ、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。9番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。10日の日守山会長と片岡委員、地元推進委員の立会いのもと確認をしてみました。場所は\_\_\_\_\_の東約50mのところですか。周辺太陽光に囲まれたような土地でして、これだけの駐車場用地が取れるのか知れませんが、駐車場用地として出ています。今は茶畑でした。何も問題はないと思いますので事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。10番、お願いします。

片岡委員 23番、片岡でございます。1月10日の日に守山会長はじめ地元委員、事務局と、地元推進委員とで立会いをさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_のそばになるのですけれども一等地でありまして、初めはどこから入っていくのかなという感じもしたのですけれども、きちんと資材置き場の用地確保もされてみえたので、安心をいたしました。以上、今事務局から説明どおりでございますので、何ら問題はないということで確認をさせていただいております。どうかよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。11番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。10日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所職員で確認をしてみました。場所は\_\_\_\_\_の東約1kmのところでしょうか。お寺の駐車場ということで持ち主さん檀家さんでして、もう高齢で畑もよう管理できないということで、お寺に寄贈して駐車場に使ってもらおうということですので、何ら問題はないかと思えます。

引き続きまして12番です。これも同じく10日の日に守山会長、諸戸部会長、西森・中谷両委員と地元推進委員、本庁事務局と白山総合支所の担当で確認をしてみました。場所は倭にあります\_\_\_\_\_の東側になります。渡人は耕作の意思も無いということで売却したいということで、太陽光発電ということで計画されたようです。何ら問題はないかと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。13番お願いします。

西森委員 17番、西森です。1月10日に中谷・西森両委員と、地元推進委員、白山総合支所の事務局、業者の行政書士というメンバーで立会いをさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_の斜め前です。前回の延長で隣の一角になります。今回はその部分と山の部分を一部併せて利用したいというような形を業者の方から聞いております。前回の方もただ広だけで太陽光にはもってこいの場所だという意見もあったのですが、技術的には何ら問題ないと思えました。以上です。

議長 ありがとうございます。14番、15番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。14番、15番と説明いたします。10日の日に地元推

進委員と現地確認をいたしました。\_\_\_\_\_に受人の実家があるところで、その前で駐車場を作りたいと。譲り受けて駐車場にしたいということでございますので、何も問題はないと思います。

15番については、16も一緒のところです。説明は同じようにさせていただきます。10日の日に会長、部会長、地元推進委員、事務局で現地確認をいたしました。前回も同じことが詳細の理由に書いてありました。全く前回と同じことです。自営業会社の\_\_\_\_\_調達、所有権移転するところであったが無断で転用していたと。農地であり、是正するために5条の1項を申請したということでございます。始末書とか現況写真が出ているので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 902㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、369㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 大鳥町川岸\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 13㎡ 外3筆、合計面積553㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、233.8㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大三、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 白山町三ヶ野古垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 568㎡ 外1筆、合計面積 1,034㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は畑で2,489㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。1番、2番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。1番でございますが、1月10日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、久居総合支所職員と私とで確認をしてきました。ここは国道165号線の \_\_\_\_\_ 東約100mのところでございます。事務局の説明どおりでございます。問題はないと思えます。

2番でございますが、1月10日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、久居総合支所職員と私とで確認をしてきました。場所は \_\_\_\_\_ 西約300mのところでございます。事務局の説明どおりでございます。何ら問題はないと思えますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。1月10日の日に守山会長、諸戸部会長、本庁事務局、西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当で確認をしてまいりました。場所は国道165号線久居の方から来ますと \_\_\_\_\_ へ上がる坂の手前を右に入っていった在所のちょうど裏側になります。小高いところでして太陽のよくあたる太陽光発電にはもってこいの場所で、渡人も耕作しないということですので、何ら問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町西羽野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 91㎡ 外1筆、合計面積 347㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 倭、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町上ノ村拝垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 466㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、257.04㎡、パネルの設置率は、転用面積の55.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 倭、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町上ノ村小山口 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 165㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、平成10年頃から駐車場として利用されていた旨の始末書が提出されております。

パネル設置面積は、74.4㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は978㎡、このうち田が631㎡、畑が347㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る10日の日に事務局はじめ椋下委員、諸戸部会長、私と地元推進委員で見てまいりました。場所は165号線南東の信号のところか

ら南へ約200m上がったところでは、これも何も問題ないと思います。また来月ぐらいかな、中に入っていく道の申請が出てくるということですので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、3番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。10日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の方とで見えてまいりました。場所は国道165号線\_\_\_\_\_への入り口の少し西側です。\_\_\_\_\_の方へ入って行く入り口の北側になります。隣にはすでに太陽光パネルがありまして、それと隣ということです。もう耕作もできないというのでしかたないかなという感じです。

3番ですけども、2番の土地の北東ですか、少し行ったところに\_\_\_\_\_があるんですけど、その道路挟んだ前が3番の土地になります。現在駐車場として使われておりまして、太陽光発電にということですので、問題はないかと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第7号、非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。  
議案第7号 非農地証明願について、でございます。

番号1 地区 大三、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木北和知野\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 163㎡。

これにつきましては、昭和58年10月2日に撮影された、国土地理院の航空写真により、申請地はこの時すでに居宅が建築されていることが確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は、いずれも畑で163㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
中谷委員	16番、中谷です。10日の日に中谷・西森両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当者で確認をしました。場所は大三の二本木の_____の入口から南へ約120mのところ。元々の地主さんからこの方言われて、まだ土地の変更がしてないと。そのままということで今回非農地証明出して変更ということで申請されたようです。何ら問題ないかと思しますので、よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思ひます。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思ひます。
	次に別冊でお配りしました議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。</p> <p>各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で101,091㎡、畑の使用貸借で1,207㎡、契約件数は51件でございます。</p> <p>一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で30,938㎡、畑の使用貸借で2,019㎡、契約件数は23件でございます。</p> <p>白山地区につきましては、田の賃貸借で14,913㎡、契約件数は8件でございます。</p> <p>美杉地区につきましては、契約はございませんでした。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて146,942㎡、畑の集積が、使用貸借で3,226㎡、合計契約件数は82件、合計面積は150,168㎡となっております。</p> <p>次に認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は久居地区11件、一志地区で10件、白山地区1件で合計22件、合計面積は52,998㎡でございます。</p> <p>なお、認定農業者への集積率は、件数で26.8%、面積で35.3%となっております。</p>

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号28です。\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この1件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号61についてです。\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この1件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

< 入 室 >

議 長            それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願い  
します。皆さんいかがでしょうか。

部会委員        <一同 意見なし>

議 長            それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、  
ご異議ございませんか。

部会委員        <一同 異議なし>

議 長            ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市  
長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、第1回 第2農地部会を閉会します。

午後3時06分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

平成31年1月17日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_